

# 令和4年度 人権教育及び人権啓発施策（年次報告）の概要

- ◆ **根拠** 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第8条に基づき、前年度において、各府省庁が取り組んだ人権教育・人権啓発の施策について国会に報告するもの

- ◆ **閣議予定日** 令和5年6月6日（火）

## 令和4年度における人権教育・啓発に関する主な施策

### 女性の人権に関する取組（P.16～22）

DV・セクシュアルハラスメントをテーマとする啓発動画の配信、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間による相談体制の強化

人権侵犯事件数	令和2年	令和3年	令和4年
	629	435	430

### こどもの人権に関する取組（P.2～7、10～12、23～40）

- ・ 「全国中学生人権作文コンテスト」や「人権教室」に加え、いじめや児童虐待への関心を促す啓発動画の配信等の啓発活動の実施
- ・ 全国一斉「こどもの人権110番」強化週間、「こどもの人権SOSミニレター」、SNS等による相談体制の充実

人権侵犯事件数	令和2年	令和3年	令和4年
	1,550	1,473	1,338



SOSミニレター

学校における人権教育の充実、いじめ・暴力行為等に対する取組の推進、こどもの性被害に係る対策

### トピックス 生徒指導提要の改訂について

生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性等を再整理するとともに、今日的な課題にも対応していくため、生徒指導提要を12年ぶりに改訂し、令和4年12月に文部科学省のHPに公開

### トピックス こども基本法

こども家庭庁の設置と併せ、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として令和4年6月に成立・令和5年4月に施行

### トピックス 保護者の信仰に起因したこどもの悩みの解決に向けた取組

保護者の信仰に起因してこどもの権利・利益が脅かされているといった相談を的確に把握し、地域ネットワークを活用した重層的支援を行うなど関係機関の連携による実効的な対応を実施

## 高齢者の人権に関する取組 (P.41~43)

高齢者を含む全ての人の人権が尊重される社会の実現を訴える啓発動画の配信、社会福祉施設における相談体制の強化

人権侵犯 事件数	令和2年	令和3年	令和4年
	208	147	104

## 障害のある人の人権に関する取組 (P.44~52)

障害のある人を含む全ての人の人権が尊重される社会の実現を訴える啓発動画の配信・冊子の配布等、障害者支援施設における相談体制の強化

人権侵犯 事件数	令和2年	令和3年	令和4年
	153	134	134

特別支援教育の充実及び障害のある人に対する理解を深める教育の推進

## 部落差別 (同和問題) に関する取組 (P.53~56)

部落差別をテーマとする啓発動画の配信、インターネット上の差別を助長する書き込み等に対する削除要請の実施

人権侵犯 事件数	令和2年	令和3年	令和4年
	244	308	433

## アイヌの人々に関する取組 (P.57~59)

アイヌの人々の人権に関する啓発動画の配信、人権教育啓発推進センターが実施する「アイヌの方々のための相談事業」と人権相談との連携開始

人権侵犯 事件数	令和2年	令和3年	令和4年
	0	0	1

## 外国人の人権に関する取組 (P.60~66)

ヘイトスピーチは許されないことを訴えるポスター等の活用、インターネット上のヘイトスピーチの解消に焦点を当てた啓発動画の配信やSNSによる定期的な情報発信、日本語を自由に話すことの困難な外国人等からの人権相談への多言語 (約80言語) 対応化による相談体制の充実

人権侵犯 事件数	令和2年	令和3年	令和4年
	60	59	47



法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会  
啓発動画

## 感染症に関連する人権問題に関する取組 (P.67~71)

新型コロナウイルス感染症を含む感染症をテーマとする啓発動画の配信

人権侵犯 事件数	令和2年	令和3年	令和4年
	44	68	49

## ハンセン病問題に関する取組 (P.72~75)

関係省庁が連携してシンポジウムの開催などの啓発活動等の実施、「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」による提言の公表

人権侵犯 事件数	令和2年	令和3年	令和4年
	0	1	0

## インターネット上の人権侵害に関する取組 (P.81~84)

- SNS・掲示板等のインターネット上の誹謗中傷等の根絶を呼び掛ける啓発動画のウェブサイトや街頭ビジョン、テレビCM等の多様なメディアでの配信
  - 中高生及び保護者向け啓発冊子の大幅な改訂
  - 有識者検討会の取りまとめ（インターネット上の書き込み等のうち削除されるべきものの基準等について法的に整理）を踏まえた削除要請の実施、プロバイダ事業者等との意見交換
- 自治体等の働き掛けもあり、プロバイダ事業者等の理解が進み、誹謗中傷等に該当する違法な書き込みや差別を助長するおそれのある動画等が削除された事例も確認



啓発動画



啓発冊子

人権侵犯 事件数	令和2年	令和3年	令和4年
	1,693	1,736	1,721

## 性的マイノリティの人権に関する取組 (P.90~92)

多様性を尊重する共生社会を実現するため、性的マイノリティをめぐる多岐にわたる課題について、関係府省が横断的に連携しながら取組を進めていく必要

- 講演会の開催
- 性的マイノリティをめぐる人権問題について解説した啓発冊子の配布・動画の配信
- 性的マイノリティに対する理解増進に資することを目的に、各企業・団体が進める取組事例を紹介する特設サイトの開設



特設サイト「Myじんけん宣言・性的マイノリティ編」

人権侵犯 事件数	令和2年	令和3年	令和4年
	17	9	9

### トピックス 「ビジネスと人権」に関する我が国の取組

企業関係者等に対し、「ビジネスと人権」に関する行動計画への理解を促進するとともに、特設サイトの周知等、人権的視点に立った企業活動を促すための取組を実施

特設サイト  
「Myじんけん宣言」



### トピックス 職場におけるハラスメント防止対策の推進

厚生労働省において、職場におけるハラスメント防止に向けた周知啓発、事業主への助言指導等を実施するとともに、カスタマーハラスメントに関する企業向け対策マニュアルを活用した周知啓発を実施

## 特集 人権擁護に関する世論調査 (P.113~130)

令和4年に実施した「人権擁護に関する世論調査」の結果を基に、人権教育・人権啓発をめぐる国民の意識を概観

### ○ 関心のある人権課題は何か

「インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害」	(53.0%)	【前回：43.2%】
「障害者」	(50.8%)	【前回：51.1%】
「こども」	(43.1%)	【前回：33.7%】

### ○ 人権問題の解決に向けて、国が力を入れるべきことは何か

「学校内外の人権教育の充実」	(57.6%)	【前回：59.8%】
「啓発広報活動の推進」	(46.9%)	【前回：43.1%】

### ○ どのような方法による啓発広報活動が効果的か

「テレビ・ラジオ」	(67.5%)	【前回：70.3%】
「SNSを含むインターネット」	(49.5%)	【前回：41.9%】
「新聞・雑誌」	(32.9%)	【前回：41.8%】

### 【今後の人権教育・啓発の方向性】

世論調査の結果を踏まえ、国民が関心のある人権課題を中心に、インターネットなどの新たな媒体を活用した人権教育・啓発の充実を図る必要

## 学校における人権教育の充実（P.2）

- 令和5年3月に、学校における人権教育の手引きである「人権教育の指導方法等の在り方について」〔第3次とりまとめ〕の補足資料を令和4年度1年間の動向等を踏まえて更新し、改訂版生徒指導提要に係る内容、こども基本法などこどもの人権に係る動向、ハンセン病問題に係る動向等を追記。

### トピックス

#### 生徒指導提要の改訂について（P.3～4）

- 生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性等を再整理するとともに、今日的な課題にも対応していくため、生徒指導提要を12年ぶりに改訂し、令和4年12月に文部科学省のウェブサイト公開。
- 今般の改訂では、課題が発生する前から児童生徒の発達を支えるような生徒指導の側面に着目し、特定の課題を意識せず全ての児童生徒を対象に行う「発達支持的生徒指導」という働きかけを重視しており、例えば、人権教育の推進などを行うことが重要であると示している。
- 性犯罪・性暴力に関する対応については、課題未然防止教育として、全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身に付けることができるように「生命（いのち）の安全教育」を実施することを新たに記載。
- 「性的マイノリティ」に関する課題と対応については、教職員への適切な理解の促進、教職員の人権感覚の醸成及び相談体制の整備が重要であること、「性的マイノリティ」とされる児童生徒への配慮と他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めること等について新たに記載。
- さらに、学校における懲戒と体罰の区別や不適切な指導と考えられる具体例を挙げながら、体罰や不適切な言動等が決して許されないことを記載。

## いじめ・暴力行為等に対する取組の推進（P.25～27）

- 問題を抱える児童生徒への適切な相談等の支援のためスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の整備への支援や、「24時間子供SOSダイヤル」の整備、地方公共団体へのSNS等を活用した相談体制の整備への支援等、総合的な取組を推進。
- 令和5年2月の通知において、犯罪に相当するいじめ事案については直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければならないことや、児童生徒への指導支援の充実等、取組の徹底を求める事項について周知。

## こどもの性被害に係る対策（P.30～33）

- 生命（いのち）を大切にし、子どもたちを性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」の教材・指導の手引き等を作成し、令和3年4月に公表。令和4年度は、教員向け研修動画の公開及び児童生徒向け動画教材の活用等を周知するとともに、生徒指導提要において性犯罪・性暴力の対応について新たに整理する等、取組を促進。

みすぎでかくれるところは  
じぶんだけの  
だいじなところだからだよ

**性暴力の例【デートDV】**

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、結婚している相手など親密な関係の相手からふるわれる暴力のことです。恋人同士の間に関わる暴力のことを「デートDV」と言います。

どんなことがデートDVになるの？

身体的暴力	精神的暴力	性的暴力	経済的暴力

- 暴力を手段として、相手を思いどおりにしたり、一方的に言うことを聞かせようとする。
- 殴る、蹴るといった体に対する暴力だけでなく、相手をバカにしたり罵詈雑言をするといった行いもDVです。

こんな思い込みをいませんか？

- 相手は私のことを愛しているからDVはしない
- 愛があれば暴力はつかない
- 愛があれば暴力はつかない

親しい関係でも自分と相手の気持ち大切にしましょう

- 自分がいやだと思ったことはいやと伝える
- 相手がいやがることはしない

**性暴力が起きないようにするためには**

性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切にし、相手も大切にしてい、相手よりよい人間関係をつくっていくことがとても大事です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっています。

自分を大切に	相手を大切に	暴力をゆるさない

SNS等を通じた被害を例にすると・・・

- 自分の下着姿や裸の写真を撮ったり、送ったりしない
- 相手の下着姿や裸の写真を送られたり、SNSで公開されたら、そのままだまにしないで、信頼できる人に相談しましょう

- 令和3年5月に成立した「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に定められた施策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な指針を令和4年3月に策定。また、同法が定める特定免許状失効者等に関するデータベースに係る規定の施行に合わせ、令和5年3月に通知を発出し、運用に係る注意事項や、児童生徒性暴力等の防止等のために学校及びその設置者が行うべき主な対応を改めて周知。また、教育委員会や学校における教員に対する研修や意識啓発の取組がより効果的なものとなるよう、令和4年度には、啓発動画や研修用動画、好事例集等を作成・公表。

### トピックス

#### 保護者の信仰に起因したこどもの悩みの解決に向けた取組（P.39～40）

- 宗教2世・3世と呼ばれる子どもや若者が抱える様々な悩みを救い上げて救済につなげていくためには、教育の役割も重要。
- 各都道府県教育委員会等に対し、学校においては、宗教に関係することのみを理由として消極的な対応をすることなく、課題を抱える児童生徒の早期発見、早期支援・対応等に努めることや、児童生徒の心のケアを図る必要がある事案については、学校内の関係者で情報を共有し、チーム学校として教育相談に取り組むことを周知。大学等も含めた各学校に対しては、生徒・学生等から経済的支援に関する相談があった場合には丁寧に対応するなど、生徒等に寄り添った対応を行うことなどを周知。

## 障害のある人に対する支援の充実（P.47～49）

- 令和4年に実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」において、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒が通常の学級にも一定の割合で在籍していることが判明。障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を行うとともに、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けられるよう、「障害のある子供の教育支援の手引」の改訂・周知等の取組を実施。
- 障害のある人が、一生涯を通じ、本人の希望する学習を主体的・継続的に行うことができる環境を整備するためのプログラムに「大学・専門学校等における生涯学習機会創出・運営体制のモデル構築」を加えたほか、学びの場の担い手の育成や学びの場の拡大を目指した「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を開催。

## ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための教育・啓発活動（P.73～74）

- 関係省庁間の連携の下で一体的な施策を進めるため、令和3年度に引き続き、各学校設置者に対して、厚生労働省作成の中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」や法務省作成の人権啓発動画・冊子、国立ハンセン病資料館の講師派遣などハンセン病に関する教育に有用な資料等の活用を法務省、厚生労働省との連名通知により要請。
- 独立行政法人教職員支援機構が実施する人権教育推進研修等において、専門的知見を活用して組織的な取組等を推進する人材の育成を行っているほか、同機構が提供する校内研修用の動画コンテンツの一環としてのハンセン病問題に係る講義動画について周知を図るなど、各学校設置者に対するハンセン病問題に係る情報提供や、指導者の育成及び資質向上の支援等を実施。

## 性的マイノリティに関する人権（P.91～92）

- 性的マイノリティの児童生徒等へのきめ細やかな対応に資するよう、関連通知や教員向けパンフレット等により学校における適切な教育相談の実施等を促したほか、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とした会議や独立行政法人教職員支援機構が実施する人権教育推進研修、大学等の教職員が出席する会議等での周知等の取組を推進。また、令和4年12月に公表した改訂版生徒指導提要において、性的マイノリティに関する項目を新設。